

入札説明書

この入札説明書は、平成 29 年 12 月 6 日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者

支出負担行為担当者 北海道博物館長 石森 秀三

2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 平成 29 年度 開拓の村 牧野牧柵改修工事
- (2) 工事場所 札幌市厚別区厚別町小野幌（北海道開拓の村敷地内）
- (3) 工事期間 契約締結の翌日から平成 30 年 3 月 22 日まで
- (4) 工事概要 既設牧野牧柵撤去・改修 一式（詳細は設計図書による）
- (5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事である。契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、単体企業であり、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加資格を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 発注工事の対応する平成 29 年北海道告示第 16 号に規定する森林土木工事の入札参加資格及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建築工事業の種類ごとに定める許可を有すること。
- (7) 北海道における森林土木工事の競争入札参加資格が C 等級に格付けされており、かつ契約履行可能地域に石狩又は札幌が含まれること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (9) 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者又は同法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する一般建設業者であること。
- (10) 石狩振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）様式第一号別表又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- (11) 過去 15 年間（平成 13 年度以降）に、国（独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 5 項に規定する国立大学法人等をいう。）及び特別法の規定により設立された事業団を含む。以下同じ。）及び地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び地方住宅供給公社を含む。以下同じ。）と、10,000 千円以上の土木工事を、元請けとして施工した実績を有する者であること。
なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限るものとする。
- (12) 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者もしくはこれと同等以上の資格を有し、制限付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日以前 3 ヶ月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りでない。

なお工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合は監理技術者等の専任は要しないものとする。

- (13) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- (14) 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。
- (15) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。また、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(7) 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(7) 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似工事施工実績調書（別記第2号様式）

イ 類似工事施工実績を証明する書面

工事実績証明書（別記第3号様式）又はこれに変わる書面（契約書、工事受渡書等施工実績を証明できる及び工事概要が分かる図書等の写し）並びに共同企業体として施工した実績の場合は、共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し

ウ 配置予定技術者調書（別記第4号様式）

(7) 申請時点で先に申請済みの他の入札（他官庁発注工事を含む。以下同じ。）が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者（現場代理人を含む。以下同じ。）を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

(イ) 申請から入札までの間に、次に掲げる事態が発生し、申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、支出負担行為担当者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

b 申請した入札日までに、完了する予定の工事（以下「他の工事」という。）の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更（設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。）により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者としてすることができない場合。

エ 配置を予定している技術者について、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることを証明する書類の写し

オ 特定関係調書（別記第5号様式）

特定関係調書については、調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。また、JVによる申請の場合は各構成員ごとに調書を作成すること。）

カ その他、支出負担行為担当者が必要と認めた書類。

(2) 提出期間

平成 29 年 12 月 6 日（水）から平成 29 年 12 月 19 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで
（12 月 11 日（月）及び 12 月 18 日（月）の休館日を除く。）

(3) 提出場所

札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2
北海道博物館 総務部総括グループ
電話 011-898-0456

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は、返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

(6) 留意事項

- ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間（フレックス工期）と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とすることはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合の期間を除く。工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間
 - (ア) 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合
 - (イ) 工事を一時中止している場合その他これに類する場合
- イ 申請書類の提出後、CORINS 等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。
- ウ 落札者決定後、CORINS 等により配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、支出負担行為担当者がやむを得ない事情があると認め、配置予定監理技術者の変更を承認した場合を除く。

5 入札参加資格の審査

この入札は、政令第 167 条の 5 の 2 に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 3 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成 29 年 12 月 21 日（木）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成 29 年 12 月 26 日（火）までに書面により説明を求められることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2 北海道博物館 総務部総括グループ

- (2) 理由の説明は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して 2 日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2 北海道博物館 総務部総括グループ
電話 011-898-0456

8 入札の執行場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2
北海道博物館 会議室

- (2) 入札日時 平成 30 年 1 月 4 日（木） 午後 2 時 00 分

- (3) 初度の入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）をあらかじめ作成の上、入札書提出時に持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や内訳書の内容確認をする入札において、内容書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注

意すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が确实と認める担保を提供すること。ただし、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

10 郵便等又は電報による入札

(1) 郵送等による入札は認めない。

(2) 電報による入札は認めない。

11 契約書作成の要否

必要とする。

12 予定価格等

(1) 予定価格 事後公表とする。

(2) 最低制限価格 設定している。

13 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

14 落札者の決定方法

政令第167条の10の第1項に規定する場合を除き財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲以内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

15 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

16 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

17 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

18 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、制限付一般競争入札参加資格審査申請書の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を貸し出し複写することができる。

また、設計図書等の電子データを希望する者は、CD-Rを1枚持参すること。

ア 閲覧期間

平成29年12月6日(水)から平成29年12月28日(木)までの午前9時から午後5時まで
(12月11日(月)、12月18日(月)及び12月25日(月)の休館日を除く。)

イ 閲覧場所

札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2 北海道博物館 総務部総括グループ

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

平成 29 年 12 月 6 日(水)から平成 29 年 12 月 26 日(火)までの午前 9 時から午後 5 時まで
(12 月 11 日(月)、12 月 18 日(月)及び 12 月 25 日(月)の休館日を除く。)

イ 受付場所

札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2 北海道博物館 総務部総括グループ

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成 29 年 12 月 6 日(水)から平成 29 年 12 月 28 日(木)までの午前 9 時から午後 5 時まで
(12 月 11 日(月)、12 月 18 日(月)及び 12 月 25 日(月)の休館日を除く。)

イ 閲覧場所

札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2 北海道博物館 総務部総括グループ

19 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道博物館 総務部総括グループ

(2) 所在地 北海道札幌市厚別区厚別町小野幌 53-2

20 前金払

契約金額の 4 割に相当する額以内とする。

21 部分払

部分払いはしない

22 入札者が 1 人の場合の取扱い

初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

23 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

24 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

25 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が工事完成検査後に中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号)第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

26 その他

入札の公告及びこの入札説明書のほか、建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

【入札説明書別記】

「3 入札に参加する者に必要な資格」の説明

3の(6)

本工事に対応する建設業の種類は、当該許可をもって入札参加資格を得た土木工事業である。

3の(11)

類似工事施工実績調書(別記第2号様式)には、工事实績証明書(別記第3号様式)又は、契約書の写し、工事受渡書等施工実績を証明出来る書類の写し、工事概要が分かる図書等の写しを添付してください。

3の(12)

ア 国家資格を有する主任技術者とは、1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士又は技術士(建設部門)の資格を有する者です。また、これと同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号ハの規定に該当する者である。

イ 監理技術者は、アの要件を満たし、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者資格証を有し、かつ、過去5年以内に監理技術者講習を受講した者である。

3の(14)

本工事に係る設計業務等の受託者は、チカラ総合設計(株)(札幌市)です。

「4 入札の参加資格審査申請」の説明

4の(1)の力

その他、支出負担行為担当者が必要と認めた書類。

- ① 建設業許可通知書又は建設業許可申請書の写し
- ② 建設業許可申請書別表又は建設業許可申請書別表の写し
- ③ 資格審査決定通知書(平成29, 30年度)
- ④ 返信用簡易書留封筒(切手貼付)